

建設リサイクル法対象工事の説明書の作成方法

建設リサイクル法対象工事の場合には、契約書作成前に必ず「説明書」を作成し、工事担当課に内容の確認をしてもらってください。

確認後の内容を、該当する様式（別紙）に転記し、契約書を作成してください。

「説明書」については、下記のとおり作成願います。

「分別解体計画書」及び「別紙様式」については、対象となる様式を選択し作成してください。

分別解体等の計画書（建築物に係る解体工事） : 別表 1

分別解体等の計画書（建築物に係る新築工事等） : 別表 2

分別解体等の計画書（建築物以外のもの：土木工事等） : 別表 3

別紙様式（建築物に係る解体工事） : 別記様式第 2 号－ 1

別紙様式（建築物に係る新築工事等） : 別記様式第 2 号－ 2

別紙様式（建築物以外のもの：土木工事等） : 別記様式第 2 号－ 3

工事工程表 : 様式第 2 2－ 1 号

